

白岡市電子入札に係る建設工事請負指名競争入札心得

白岡市が発注する建設工事に係る白岡市建設工事請負指名競争入札（電子入札）に参加しようとする者が守るべき事項については、市長が別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

当該入札は、「白岡市建設工事請負指名競争入札(電子入札)執行要綱」等に基づき実施し、すでに電子証明書を取得し、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用するための利用者登録が完了している者が、電子入札システムを利用して入札に参加できる。

1 指名通知

市長は電子入札システムにより指名業者に指名通知をする。

2 入札手続きの流れ

指名通知を受けた者は認証カードをセットし、電子入札用パソコンで以下の操作を行うこと。

① 発注情報の確認

埼玉県ホームページの電子入札総合案内をクリック ⇒ 「工事等」を選択し、「3. 指名競争入札案件情報の検索」をクリック ⇒ ログイン画面に「ユーザID」と「パスワード」を入力し、「ログイン」ボタンをクリック ⇒ 指名入札案件情報一覧で「案件名」をクリックすると仕様書、図面等のファイルを確認できる。

以降は県のホームページに掲載している「埼玉県電子入札共同システム システムの流れ《指名等》」を参考に手続を進めること。

↓

② 入札への参加

入札指名参加希望者は、電子入札システムにより当該調達案件画面で、調達案件を検索する。
⇒ 調達案件一覧において、該当する案件の受領確認／提出意思確認書の「表示」ボタンをクリックして、「指名通知書」を確認すること。 ⇒ 調達一覧画面に戻る。 ⇒ 受領確認／提出意思確認書の「提出」ボタンをクリック ⇒ 「受領確認書」の提出ボタンをクリックすると市へ送信される。

↓

③ 電子入札情報公開システムから必要書類のダウンロード

電子入札情報公開システムを起動する。

調達機関は、「白岡市」を選択する。

「建設工事」を選択する。

↓

調達情報の閲覧画面で「指名入札案件情報の検索」をクリックする。

↓

ユーザーIDとパスワードを入力すると指名された案件が表示される。

↓

表示された案件情報の「調達案件名称」をクリックする。

↓

表示された発注情報閲覧画面の「発注図書ファイル」の欄から次のファイルをダウンロードする。

- ・ 指名通知書(③で確認した通知よりも詳細なもの。)
設計図書の閲覧、質問及び入札保証金等について、こちらで確認すること。
- ・ 入札金額見積内訳書
入札時に共同システムにより提出する書類
- ・ 設計図書(仕様書)
指名入札案件情報一覧で「案件名」をクリックして取得すること。特別な場合を除き市では、閲覧、貸与は行わない。

④ 入札

②の入札指名参加業者は、指名通知書に指定された入札書提出期間内に、電子入札システムに希望入札金額を入力し、入札金額積算内訳書を電子入札システムにより送付するものとする。

詳細は本心得 11 を参照

↓

⑤ 契約の締結

「契約の締結について(依頼)」の通知を落札者に翌日までに通知する。(ただし、翌日が閉庁日の場合は、閉庁日の次の開庁日)なお、落札者は、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約を締結するものとする。

3 入札情報の公開

電子入札システムの情報公開システムにおいて公表する。

4 現場説明会

実施しない。

5 設計図面等

電子入札システムの情報公開システム(電子ファイル)から取得する。

6 質問及び回答

- ・ 指名通知書で指定された期間内に、質問回答書を共同システムにより送付すること。
- ・ 質問書の回答は、電子入札システムにより、締め切り日の翌営業日に公表する。

7 入札保証金

納付に該当する入札参加者は、入札書の記載金額に消費税相当額を加算した金額の5%以上にあたる金額を白岡市会計管理者(庁舎1階会計課)に指定する日時までに納付すること。なお、水道事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業に係る入札保証金は、それぞれの事業者へ納付するものとする。ただし、次の事項に該当する場合は、免除する。

- (1) 白岡市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を白岡市に開札日前日（開札日前日が閉庁日に当たる時は、その前の閉庁日）までに提出したとき。
- (2) 過去2年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

* 種類及び規模の内容については、次のとおりとする。

※1 種類とは、建設業法に規定する建設工事の種類が、入札対象工事と同等のものとする。

※2 規模については、入札参加希望者が見積もった入札希望金額（税込み）以上のものとする。

8 入札の無効

- (1) 他人の電子証明書を不正に取得又は使用し、名義人になりすました者がした入札
- (2) 代表者が変更になっているにも係わらず、変更前の代表者の電子証明書を使用した者がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (4) 電子入札システム及び特例手続者による紙入札以外の方法により入札書等を提出した者がした入札
- (5) 不正又は不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 指定された書類等を所定の期日を超えて提出した者がした入札

2 前項に規定するもののほか、特例手続者が行う入札で、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 入札金額を訂正した入札書を提出した者がした入札
- (2) 記載すべき事項の記入がない入札書による入札又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- (3) 2通以上の入札書を提出した者又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (4) 代理人で委任状を提出しない者がした入札

* 特例手続者とは、特別な理由により電子入札システムを使用できない入札参加者で、市長が認めるところにより、紙により入札書を提出することができる者をいう。

9 入札の辞退

初度入札の場合、入札期間内に、再度入札の場合、再度入札時に様式2号の辞退届を電子入札システムにより、市長に提出するものとする。この場合、開札時に入札書が不着のときは、辞退扱いとするものとする。

10 入札の取りやめ

- ・天災、地変、電子入札システムの重大な障害及び入札参加者が連合し、又は不信な行動その他公正な入札執行を妨げる行為があった場合、又は入札を公正に執行できないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、もしくは取りやめるものとする。
- ・入札参加者が一人のときは、入札を取りやめるものとする。

11 初度入札

- ・入札参加者は、初度入札において、入札受付開始時刻から入札受付終了時刻までの間に共同システムにより、入札額を入力し、入札金額見積内訳書の電子ファイルを市長に提出しなければならない。
- ・入札執行者は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格を持って入札した者のうち最低入札価格者を落札者とする。
- ・市長は、前項により落札者を決定した場合、「契約の締結について（依頼）」を落札者に通知するものとする。

12 再度入札

- ・再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札又は辞退をした者は、再度入札に参加することができない。
- ・再度入札は1回までとする。
- ・再度入札は、初度入札の翌日実施を原則とする。ただし、初度入札後、入札参加者に入札結果通知が到達してから概ね3時間以上経過して再度入札が実施できる場合は、当日実施できるものとする。
- ・落札の決定については、初度入札に準じるものとする。

13 契約書等の提出

- ・落札者は、「契約の締結について（依頼）」が届いてから7日以内に契約書等に記名押印して提出すること。

問合せ先 白岡市財政課工事検査室

電話番号：0480-92-1111

・設計図面等の問合せについて

⇒ 入札公告に示された担当課